

商品先物取引に関する 苦情・相談は日商協へ

商品先物取引に関する相談やトラブルは、
日本商品先物取引協会（略称：にっしょうきょう日商協）相談センター へ
苦情・相談は無料です。

- 相談センターでは、商品先物取引法に基づく商品デリバティブ取引（東京商品取引所及び堂島取引所に上場されている原油、ガソリン等や外国商品市場取引、店頭商品 CFD 取引）に関する苦情相談や紛争の仲介を行っています。
- ご相談は電話、FAX、ホームページ、郵送、ご来訪のいずれの方法でもお受けすることができます。（ご来訪の場合は事前にご連絡ください。）

注 金融商品取引法に基づく大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引（金、白金、ゴム等）や株式、投資信託、FXなどの金融商品のご相談等は、証券・金融商品あっせん相談センター（略称：フィンマックFINMAC、フリーダイヤル 0120-64-5005）へお申出ください。

【相談センター 連絡先】

電話 ▶ 03-3664-6243
受付：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日等を除く）

FAX ▶ 03-3667-8256

Web ▶ <https://www.nisshokyo.or.jp/>

日商協

検索

郵送先 ▶ 〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町1-1-11 日庄ビル6階

「日本商品先物取引協会」は、商品先物取引法に基づき、農林水産大臣・経済産業大臣の認可を受け、
公正中立な立場で商品先物取引の苦情・相談等の業務を行っています。
相談や苦情受付などの流れについては裏面をご覧ください。



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

お問い合わせ・ご相談

① 相談する

相談員に相談内容を詳しくお話してください。

- 商品先物取引に関するご質問にお答えいたします。
- 受付は電話、FAX、ホームページ、郵送、来訪のいずれかの方法をお選びください。
(直接ご来訪の場合は事前にご連絡ください。)

② アドバイスを受ける

相談員がお電話で説明やアドバイスなどをいたします。

苦情受付

① 苦情の内容を話す

相談員に苦情の内容を話し、解決を申し出てください。

- 苦情の内容をお話しいただく際には、業者から交付または送付された書面をもとに、勧誘時の状況や取引経過などについて、具体的にお話してください。
- 受付は電話、FAX、ホームページ、郵送、来訪のいずれかの方法をお選びください。
(直接ご来訪の場合は事前にご連絡ください。)

② 相談員が業者に対して苦情内容を伝える

相談員はお伺いした苦情の内容を業者に通知して調査を依頼します。

③ 調査結果の報告を受ける

相談員や業者がお客様に調査結果を報告します。

- 相談員は、お客様及び業者の双方から事情聴取を行い、苦情の解決の促進を図ります。

※ 苦情受付で解決できなかった場合、紛争仲介を申し出ることができます。また、苦情受付を経由せずに、直接紛争仲介を申し出ることができます。

紛争仲介

① 紛争仲介の申出をする／申出手数料を支払う

紛争仲介申出書の様式を請求された際、相談員より紛争仲介制度についてご説明します。紛争仲介申出書をご提出いただいた後、受理通知書を送付いたしますので、届いてから10日以内に申出手数料10,000円(消費税込)をお支払いいただきます。

② 紛争仲介(あっせん・調停)に参加する

弁護士などのあっせん・調停委員が、お客様と業者の双方から事情聴取を行います。

③ 紛争仲介の処理結果の通知を受ける

通常1~2回の話し合いにより、「解決(和解)」、「打ち切り」の対応がなされます。

- 第2回目以降の話し合いには、1回ごとに期日手数料15,000円(消費税込)をお支払いいただきます。
- あっせん調停委員が解決の見込みがないと判断した場合は打ち切りとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。